

○国立大学法人埼玉大学研究等支援基金規程

〔令和6年9月12日〕
規則第20号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学基金規則（以下「基金規則」という。）

第4条第3項の規定に基づき、埼玉大学基金に特定基金として置く国立大学法人埼玉大学研究等支援基金（以下「研究等支援基金」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 研究等支援基金は、埼玉大学の学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対する研究等の支援を目的とする。

（定義）

第3条 この規程において「不安定な雇用状態にある研究者」とは、博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得して博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を退学した者のうち国立大学法人埼玉大学に任期を定めて採用され、研究業務に従事しているもので、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第1項に規定する教授、准教授、助教、助手又は同法第92条第2項に規定する講師に該当しないものをいう。

（事業）

第4条 研究等支援基金は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業に充てるものとする。

- （1） 学生又は不安定な雇用状態にある研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その学生又は不安定な雇用状態にある研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
- （2） 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
- （3） 大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

（補則）

第5条 この規程に定めるもののほか、研究等支援基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 9 月 12 日から施行する。